別掲の如き通告状を各自宛に發送した。
然して今此所は前述の如き諸種の理由から、甚だ
くも當日は百名或は百五十名の入場者は女工の事に
信じてゐたとのことである。
然るに當日午前四十分(工場開始の定刻は七時)までに入場
者として入場した者は、全部で十五名(中男七十一名、女工二名)
あって、次いで正午までは十一名(中男七名女四名)に過ぎぬといふ甚
だ意外な結果に終ったのである。
されど會社は表面平靜を裝ひ、如斯はもとより豫
め期したる事と称して驚かぬ風を示してゐるが、然し
工場を開始せんと計畫した事それ自体からして、職工
が入場せぬといふ事を確實に豫知してなかつた理由

開場通知

過日の通告により就業希望の者も多数ありますので来八月二十日より操業開始しますから左記の事項總て承諾の上就業の意思あるときは入場せられたし

一、會社の規則命令を守り誠實に就業すること
一、過日會社の發表せる解雇手當(退職手當を含む)規則は絶對に變更の餘地なきこと
一、會社は解雇したる者の復職を絶對に許さゞること
一、會社は七月二日以後怠業、罷業及休業中の賃金を支拂はざること
一、會社は如何なる事情ありとも前借金等をせざるは勿論今